

項目		4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	水質基準等
気	温 (°C)	20.8				
水	温 (°C)	19.1				
定期水質検査結果(63か所)						
1	一般細菌 (CFU/mL)	<1				1mL中集落数が100以下であること
2	大腸菌 (定性)	不検出				検出されないこと
3	カドミウム及びその化合物 (mg/L)	<0.0003				0.003mg/L以下であること
4	水銀及びその化合物 (mg/L)	<0.00005				0.0005mg/L以下であること
5	セレン及びその化合物 (mg/L)	<0.001				0.01mg/L以下であること
6	鉛及びその化合物 (mg/L)	<0.001				0.01mg/L以下であること
7	ヒ素及びその化合物 (mg/L)	<0.001				0.01mg/L以下であること
8	六価クロム化合物 (mg/L)	<0.002				0.02mg/L以下であること
9	亜硝酸態窒素 (mg/L)	<0.004				0.04mg/L以下であること
10	シアン化物イオン及び塩化シアン (mg/L)	<0.001				0.01mg/L以下であること
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/L)	0.44				10mg/L以下であること
12	フッ素及びその化合物 (mg/L)	0.09				0.8mg/L以下であること
13	ホウ素及びその化合物 (mg/L)	<0.02				1.0mg/L以下であること
14	四塩化炭素 (mg/L)	<0.0002				0.002mg/L以下であること
15	1,4-ジオキサン (mg/L)	<0.001				0.05mg/L以下であること
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.002				0.04mg/L以下であること
17	ジクロロメタン (mg/L)	<0.001				0.02mg/L以下であること
18	テトラクロロエチレン (mg/L)	<0.001				0.01mg/L以下であること
19	トリクロロエチレン (mg/L)	<0.001				0.01mg/L以下であること
20	ベンゼン (mg/L)	<0.001				0.01mg/L以下であること
21	塩素酸 (mg/L)	<0.05				0.6mg/L以下であること
22	クロロ酢酸 (mg/L)	<0.002				0.02mg/L以下であること
23	クロロホルム (mg/L)	0.007				0.06mg/L以下であること
24	ジクロロ酢酸 (mg/L)	0.005				0.03mg/L以下であること
25	ジブromクロロメタン (mg/L)	0.001				0.1mg/L以下であること
26	臭素酸 (mg/L)	<0.001				0.01mg/L以下であること
27	総トリハロメタン (mg/L)	0.013				0.1mg/L以下であること
28	トリクロロ酢酸 (mg/L)	0.007				0.03mg/L以下であること
29	ブromジクロロメタン (mg/L)	0.004				0.03mg/L以下であること
30	ブromホルム (mg/L)	<0.001				0.09mg/L以下であること
31	ホルムアルデヒド (mg/L)	<0.005				0.08mg/L以下であること
32	亜鉛及びその化合物 (mg/L)	<0.02				1.0mg/L以下であること
33	アルミニウム及びその化合物 (mg/L)	<0.02				0.2mg/L以下であること
34	鉄及びその化合物 (mg/L)	<0.03				0.3mg/L以下であること
35	銅及びその化合物 (mg/L)	<0.02				1.0mg/L以下であること
36	ナトリウム及びその化合物 (mg/L)	6.7				200mg/L以下であること
37	マンガン及びその化合物 (mg/L)	<0.005				0.05mg/L以下であること
38	塩化物イオン (mg/L)	7.9				200mg/L以下であること
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度) (mg/L)	17.9				300mg/L以下であること
40	蒸発残留物 (mg/L)	64				500mg/L以下であること
41	陰イオン界面活性剤 (mg/L)	<0.02				0.2mg/L以下であること
42	ジエオスミン (mg/L)	0.000003				0.00001mg/L以下であること
43	2-メチルイソボルネオール (mg/L)	<0.000001				0.00001mg/L以下であること
44	非イオン界面活性剤 (mg/L)	<0.005				0.02mg/L以下であること
45	フェノール類 (mg/L)	<0.0005				0.005mg/L以下であること
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) (mg/L)	0.45				3mg/L以下であること
47	pH値	7.4				5.8以上8.6以下であること
48	味	異常なし				異常でないこと
49	臭気	異常なし				異常でないこと
50	色度 (度)	<0.5				5度以下であること
51	濁度 (度)	<0.1				2度以下であること
毎日水質検査(28か所)						
1	色	異常なし				異常でないこと
2	濁り	異常なし				異常でないこと
3	消毒の残留効果(遊離残留塩素) (mg/L)	0.52				0.1mg/L以上(衛生上の措置)

注1

注1

注1

注2

注2

注1

注1

注1) これらの項目は、浄水場から蛇口の間で量に変化しないため、浄水場出口での結果を載せています。

注2) これらの項目は、発生時期に月1回の頻度で検査を行い、発生時期以外は検査をしません。